

保存版

令和7年5月

保護者様

京都市立衣笠中学校
校長 河邊 利夫

暴風警報・特別警報・避難指示発令時の生徒の登下校について

本校においては、台風により「京都市」（※テレビやラジオにおいては、「京都南部」又は「京都・亀岡」地域と報道される場合があります）に「特別警報（※大雨、暴風など6種類）」、「暴風警報」又は、校区内で「避難指示」が発令された場合には、下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

記

特別警報が発令された場合について

- (1) 登校前に発令された場合は、「特別警報」が解除されるまでは、命を守る行動を取ることを優先し、登校を見合わせ、自宅待機させる等適切な対応をとってください。
- (2) 「特別警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
 - ・午前0時までに解除になった場合 → 5校時（13時20分）から始業、13時10分登校
 - ・午前0時現在、特別警報発令中の場合 → 臨時休業
- (3) 在校中に発令された場合は、生徒は下校の安全が確認できるまで、学校に待機し、気象状況・帰宅に要する時間・通学路の状況など安全を十分考慮した上で帰宅の措置をとります。不測の事態においては保護者と連絡がとれるまで学校に待機といたします。

暴風警報が発令された場合について

- (1) 登校前に発令された場合、「暴風警報」が解除されるまでは登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
 - ・午前7時までに解除になった場合 → 平常授業
 - ・午前9時までに解除になった場合 → 3校時（10時45分）から始業、10時35分登校
 - ・午前11時までに解除になった場合 → 5校時（13時20分）から始業、13時10分登校
 - ・午前11時現在、警報発令中の場合 → 臨時休業
- (3) 在校中に発令された場合は、生徒は下校の安全が確認できるまで、学校に待機し、気象状況・帰宅に要する時間・通学路の状況など安全を十分考慮した上で帰宅の措置をとります。不測の事態においては保護者と連絡がとれるまで学校に待機といたします。

避難指示が発令された場合について

(1)水害の避難指示について

本校の校区内（金閣小・衣笠小・翔鸞小・中川小学区）に、水害の避難指示が発令された場合は、臨時休校等の措置を取ります。暴風警報が発令された場合に準じた措置を取ります。

(2)土砂災害の避難指示について

本校の敷地は「土砂災害警戒区域（特別警戒区域）」に含まれていることから、本校の敷地が含まれる学区（金閣小学区）に、避難指示が発令された場合には、暴風警報が発令された場合に準じた措置を取ります。

以上